

令和7年4月吉日

東京むさし農業協同組合小平地区

農 家 各 位

＜農業生産資材費高騰に係る補助事業＞

領収書等の取得・保管をお願いします！

市では、今年度も、農業生産資材費高騰に係る補助事業を実施します。申請方法等詳細につきましては、改めて9月中旬頃の支部回覧等でご案内します。

申請には「領収書の写し」または、「請求書や明細書と引き落とし額が分かる通帳の写し」などが必要です。取得・保管をお願いします。

※宛名や取引内容が記入されていないレシートのみでは対象となりません。

○申請できる方：市内在住の農業者（世帯主又は世帯を代表する方）

○補助対象事業：裏面のとおり

※他の補助事業で補助対象となるものは、本事業では対象外です。

○補 助 率 等：化学肥料や土壤改良剤、農業生産資材や飼料、農業施設等用燃料等の購入費の30%

補助上限額は最大で30万円となります。

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外となります。

※補助率、補助上限額は昨年度と異なります。

○対 象 期 間：令和7年4月1日（火）～令和8年2月28日（土）

○申 請 期 間：令和7年9月1日（月）～令和8年3月6日（金）

対象期間と申請期間が異なります！ご注意ください！

補助対象事業

●肥料及び土壤改良剤（購入費の30%を補助）

- ・化学肥料や化成肥料、配合肥料など、有機質が50%未満で、環境保全型農業推進事業補助の対象とならないもの。
- ・土壤改良剤は、バーミキュライトやパーライト、消石灰などの無機物を対象とし、有用菌を利用した発酵堆肥系のものは対象とならない。

●飼料購入費（購入費の30%を補助）

- ・養鶏（採卵鶏等）、酪農等家畜及び家禽類の飼料が対象。
※犬、猫、金魚等ペットの飼料は該当しない。

●農業施設等用燃料費（購入費の30%を補助）

- ・ビニールハウスや温室等の暖房等に利用する重油や灯油類。
- ・トラクター、耕運機、管理機、草刈り機等の軽油やガソリン等燃料費。（軽トラックやトラックなどの輸送用自動車用燃料は対象外）

●農業資材（購入費の30%を補助）

- ・マルチ（生分解マルチ除く）、不織布シート、園芸用ポリポット、防虫ネット等各種ネット類、樹脂ポール、園芸用支柱各種、果実袋、ビニールハウス用硬質ビニール、出荷用段ボール、搬出入用コンテナ、手袋等作業時必要品、出荷用ビニール袋等出荷用梱包品等の資材。記載内容以外でも対象となる場合がありますので、対象なのか、非対象なのか、ご不明の場合はお問合せください。
- ・農業用機械や、農薬等は対象となりませんので、ご注意ください。

※担い手支援事業や環境保全型農業推進事業、畑からまっしぐら事業等、他の補助事業の対象となるものは除く。また、設置費用や配達費用等も除く。